

ゲートキーパーのジレンマ

ゲートキーパーが「心の門番」である以上、独自のジレンマは避けては通れません。

従来、医療関係者や教師などの対人関係業務を専門とする人が、任務に強い関心と熱意をもって専念するうちに、ともすると陥りやすいジレンマを「山あらしのジレンマ」と呼び、対人関係の持ち方に注意を喚起しています。ゲートキーパーのジレンマもこれと同様です。

山あらしは、兎ほどの大きさの動物ですが、胴と毛に棘のような太い毛を持っています。気持ちが優しく、互いに体を寄せ合うのですが、自分の持っている棘のような太い毛で相手を傷つけてしまいます。そこで互いに離れると、相手の温かな体温が恋しくなります。ショーペンハウエルのこの寓話に基づいて、フロイドが考えた現象で、親密な人との関係で、近くなればなるほど、拒絶や敵対の感情が生まれるという葛藤を説いています。

百万言を費やすより、某市の民生委員を長く務め、自分で「私は地域の人の相談窓口」と言っていたBさんが体験した「山あらしのジレンマ」を紹介します。

Bさんは、大学に社会福祉を専攻する学科がまだ少なかった昭和 30 年代に、志を立てて、地方から上京して、社会病理を学び、卒業後は社会福祉一筋に勤めていました。結婚して、専業主婦となりましたが、民生委員を委嘱されるや、福祉の虫がむくむくと蘇り、担当地区を熱心に廻って、積極的に人々との交流に努めていました。とりわけ高齢で独りぐらしの男性、Cさん宅には、頻回に足を運んでは何かと話題を提供し、関係づくりに心を砕いていました。Cさんも始めのうちはBさんの訪問を喜び、家の中に招き入れ、問わず語り、身の上話をするまでになりました。ところが或る日、「私の人生最大の不覚ですが…」と口火を切り、「私が定年退職となった直後、妻から突然に、一方的に離婚話が持ち出され、『財産を分割して老後は別々に暮らしましょう』と言い、青天の霹靂だった私を尻目に、さっさと手続きを済ませ去って行ってしまいました」と打ち明け話をしました。その日をきっかけにしてCさんは急によそよそしくなり、「暫くの間、そっとしておいてください」というようになりました。

Bさんは已む無く訪問も 1 か月に 1 度程度として関係修復に勤めましたが、Cさんは素っ気なく、インターホンで声をかけても「変わりありません」と顔も見せませんでした。Bさんの記録には「訪問しても面談できずに帰宅、生活には著変はない模様」という記載が空しく続いていました。

ところが、最後の訪問から 10 日後、Cさんは孤独死状態で発見されて、死後 3 日と推定されました。住民の孤独死があると、警察による検死が行われます。その際に自治会長か民生委員の立ち合いが求められます。Bさんは、その大任を無事に果たしましたが、その後は抑うつ状態となり、自宅に引き籠って、民生委員も辞退するとまで言い出してしまいました。

Bさんのこの心の危機を救ったのは、日頃から親しくしていた主婦友グループでした。最初のうちは、何かと用事にかこつけて、代わる代わるBさん宅を訪ねては、雑談するだけで帰っていました。次いで、主婦友グループの名を借りて、割り勘の昼食会に誘い出しました。ここでBさんがポツリポツリと口にした愚痴めいた話に耳を傾けました。こうした何気ないふれあいの温かさは、ひしひしとBさんに伝わって元気を取り戻しました。民生委員にもごく自然に復帰し、以前にも増して熱心に地域を廻り、気づいた事には気軽に声をかけ、些細な訴えにも真剣に耳を傾けて、誰彼ない対応に、みんなからも信頼され親しまれています。

「山あらしのジレンマ」は、Bさんの口癖になっています。厳しかった体験を踏まえて自戒を込めた座右の銘となっているのでしょうか。Bさんは当時をふり返り、「あの時の悲しさ、苦しさ、辛さは何ものにもたとえようもなく、自分を責め、相手を恨んで、消えてなくなりたい思いでした。それを救ってくれたのは、他でもない主婦友の皆さんでした。今ここにこうしていただけるのも、主婦友の皆さんのおかげです」と何のためらいもなく、話してくれました。

「山あらしのジレンマ」の教訓、今さらながらに身に染みて深く考えさせられました。併せてゲートキーパーは、自分自身の「心の門番」でもあると、思い知らされたのでした。主婦友の皆さんの見事な対応には「これぞゲートキーパー」とお手本を示された思いです。

〈心の相談室〉

毎月1回開催中ですので、お気軽にご相談ください

心の悩み、心のケア、心の健康に関するご相談、成年後見制度に関する
ご相談にもご利用ください

日 時 平成26年5月19日(月) 6月16日(月) 7月21日(月)
13:30~16:00

場 所 新木行政サービスセンター会議室(JR成田線新木駅前)

後 援 我孫子市障害福祉支援課

主任相談員 榎場 雅子(精神保健福祉士 臨床心理士)

問い合わせ 事務局 04-7187-5657(事前予約制 無料相談)

個人情報については厳正に管理します

〈無料相談室〉

成年後見制度、相続・遺言などのご相談、事前予約制(事務局まで)
我孫子事務所(JR我孫子駅徒歩1分、ママーズ弥田ビル3階)

〈編集だより〉

★月報「新しいふれあい社会」の第2号をお送りします。心の悩み問題の複雑さ、奥の深さがさりげなく、柔らかいタッチで表現されております。相談を受けるゲートキーパーも、感受性豊かなひとりの人間です。相談者と同じ目線に立ち、真剣に向きあった場合は、同じような心の悩み、葛藤を抱えてしまうケースがあるのではないのでしょうか(h)。

ご意見、ご質問などを事務局までお寄せください。